

## 淀川河川公園 枚方花壇ボランティア活動規約

### 1. ボランティア名称

「枚方花壇ボランティア」とする。

### 2. 目的

淀川河川公園枚方地区の花壇は、ノジギクやイソギクなどのキク類を中心に植栽された淀川河川公園を代表する花壇となっている。

今回、その花壇づくりを公園利用者や地域の団体、住民の皆さんと除草や植栽などの作業に取り組み、これまで以上に「美しい河川公園創り」を実現することを目的とする。

### 3. 活動場所

淀川河川公園枚方地区「淀川枚方すこやか花壇」

住所：大阪府枚方市堤町、三矢町

面積：約300m<sup>2</sup>

※「淀川枚方すこやか花壇」であることを明示する、表示板を設置する。

### 4. 登録資格

- (1) 淀川河川公園における禁止行為等の規則を、十分理解している方。
- (2) ボランティアとして自主的に花壇づくり、維持管理が行える方
- (3) 淀川河川公園枚方地区の近隣に居住・勤務・通学などを行っている方。
- (4) ボランティア活動者は、ボランティア登録時または更新時ごとに「活動登録届出シート」（様式1）を事務局に提出し、活動内容の確認を受けるものとする。

### 5. 活動内容

- (1) 花壇での除草、切り戻し、草花播種・植付、灌水などの維持管理作業とする。

## 6. 活動基準

- (1) 他の公園利用者の活動に支障をきたさないように、活動するものとする。
- (2) 維持管理する植物は鑑賞目的の草花とし、種苗は事務局から支給するものとする。
- (3) 活動に必要な道具等は、ボランティア活動者が負担する。ただし活動者から要請があり条件が整えば、事務局から支給、貸与することがある。
- (4) 事務局は、花壇の植え替えや維持管理に関する助言や技術協力を行うものとする。

## 7. 活動日

- (1) 活動は、予め事務局で定めた活動計画に基づき実施する。  
活動参加は自由とする。
- (2) 活動計画日以外の日または時間に活動する場合は、活動前日の17:00までに事務局へ連絡し、許可が出た上で活動できる。ただし休園の場合には活動できない。

## 8. 任期

- (1) ボランティアの登録任期は原則4月1日もしくは、登録日から登録年度の3月31日までの最大1年間とする。
- (2) 毎年継続の意思がある方は、次年へ更新をすることができる。

## 9. 報酬

活動にかかる労力の提供及び交通費等は、すべて無報酬とする。

## 10. ボランティア活動にかかる保険

ボランティア活動にかかる保険は、淀川河川公園管理センターで加入する。

1 1. 事務局、連絡先

淀川河川公園管理センター 植物管理課

住所：大阪府守口市外島町7-6 守口サービスセンター内

電話：06-6994-0006

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

